

平成30年度 第3回土佐清水市地域公共交通協議会・
土佐清水市有償運送運営協議会 総会 会議録

日 時：平成31年2月22日（金） 13時30分～14時45分

場 所：土佐清水市役所3階 議会会議室

出席者：別紙のとおり

事務局：企画財政課長補佐 山下育、政策企画係長 公文麻衣、政策企画係主幹 中山 剛

会議概要（要約）

【総会の成立】

「土佐清水市地域公共交通協議会規約第12条第2項ならびに土佐清水市有償運送運営協議会設置要綱第5条第4項」の規定により、委員の2/3以上の出席が必要。委員の数は18名、その2/3は12名。本日の出席委員数は15名であり、両総会が成立していることを報告。

【承認事項】

(1) 土佐清水市地域公共交通網形成計画（案）について【承認事項】

【質疑・意見交換内容（要旨）】

（上戸委員）

1. 上位計画の「第七次土佐清水市総合振興計画」の中の「バスなどの利便性の向上」について、重要度が高い数値にもかかわらず満足度が低い結果とあるが、P11の計画に引き継ぐ項目の中に「利便性の向上」がない。その後に記載している目標の内容には利便性向上のための取り組みがあげられているので、連動性として記載したほうがいいのでは。
2. P27の利便性の向上の中に「土佐清水市地域包括支援センターと連携し」とあるが、なぜ包括支援センターと連携するのかという部分をわかりやすく、例えば社会福祉協議会が実施する・・・や内容を熟知している・・・など追加しては。
3. P29のバス停にベンチを設定する部分について、具体的な数や場所を示した方がいいのでは。
⇒（事務局）ご指摘のとおりですので、1. 利便性向上の記載を追加し、2. なぜ包括支援センターという部分についての記載、3. 具体的に記載します。

（小松委員）

P33の「来訪者にも使いやすい環境整備」の中のWEBを活用した情報発信の整備や、携帯型時刻表の制作となっており、P36「目標値の設定」の取り組みの検証評価のための指標及び目標が「路線バス及びおでかけ号の年間利用者数」で前年度実績を下回らないとなっているが、来訪者にも使いやすい環境整備することの評価の指標がどうもしっくりこないのですが。

⇒（事務局）来訪された方だけの抽出方法が非常に難しく、こういう表現になっておりますがご理解いただけたらと思います。

（亀川委員）

「しまんと・あしずり号」では観光客の利用者数を一定拾えますが、路線バスではなかなか難しいのが現状です。バスロケーションシステムは、西南交通、高陵交通、東部交通が導入しており、1日で2,500ビューありますが、土佐清水市への来訪者の人数の把握はやはり難しいですね。

（堅田委員）

同じくP33の「来訪者にも使いやすい環境整備」の中のWEBを活用したサイトと連携を目指すというのは、おでかけ号も含まれているのか？西南交通はすでに連携できていると思うのですが・・・。

（亀川委員）

ジョルダンやアクセス高知は連携できています。ただ次年度以降の課題として google の地図検索から繋げる仕組みの検討を始めたところです。

⇒（事務局）おでかけ号は含まれておりません。

（早川委員）

P16 からの「公共交通網の検証より問題点を整理」の中で、②から⑧までは後の目標設定の部分で対応策が書き込まれていると認識しておりますが、①についての対応策がなく、課題意識は持ちながらも 5 年間で解決は厳しいという判断でしょうか。

⇒（事務局）目標 1-①の中で「移動手段確保に困窮する人を生み出さない取り組み」として個別ヒアリングを行い対処方法を検討するとしており、足摺岬・大津地区に困窮している方がいることは把握していますが、目標の中で地区の明記はせずにすべての困窮者への対応策を検討することとしております。

（程岡委員）

スクールバスの運行にかなりの経費がかかっているということで、路線バスを利用することは検討した結果かもしれないが、少し話はそれますが夜間のタクシーがないことを心配している。交通事業者が運転手不足のため夜間タクシーの営業ができないということであれば、スクールバスを路線バスに移行し、業務を軽減することで再開してもらえないものか、費用対効果を考えれば無理なのかもしれないが、そのあたりの検討をしてみてもどうか。

⇒（事務局）ご意見いただいた部分につきましては、P31 のバランスのとれたスクールバスの運行の中にも記載させてもらっています。学校統合した時の経過はありますが、今年度統合した中浜小学校については路線バスで通学してもらっておりますので、今後は一定整理をしていきたいと考えております。

（堅田委員）

P29 のベンチ設置について歩道であれば固定が必要であったり、占用許可などハードルが高いことがあると思うのですが、土木事務所長教えていただけますか。

（小松委員）

歩道上に設置する場合、法律で占有許可が入ります。大きさと占有する幅が歩行者に支障がないかどうか、構造については風で飛ばないように対策が取られているか審査をしたうえで許可が出ます。市道であれば道路管理者が土佐清水市となり、国道 321 号線は県が管理しています。

（事務局）ご指摘いただいた部分は整理したうえで計画を補強しますので、『承認』とさせていただきますのでよろしいでしょうか。

⇒ 『承認』

今後、市ホームページにてパブリックコメントを掲載し意見を募集、住民からの意見があれば委員の皆さまに書面にて再度承認をいただくこととなります。意見がなければ計画を決定し運輸局へ提出します。

（3）平成 31 年度土佐清水市地域公共交通協議会計画事業（案）について【承認事項】

⇒意見・質問なく 『承認』

（5）デマンド交通ダイヤ改正について【承認事項】

⇒意見・質問なく 『承認』